

事 務 連 絡
平成16年 4 月 1 日

日本病院会 御中

厚生労働省保険局医療課

使用薬剤の薬価（薬価基準）等の一部改正について

標記について、本日付けで別添のとおり各地方社会保険事務局長、都道府県民生主管部（局）国民健康保険主管課（部）長及び都道府県老人医療主管部（局）老人医療主管課（部）長あて通知したので関係者に対して周知徹底を図られますようお願いいたします。



事務連絡
平成16年4月1日

地方社会保険事務局
都道府県民生主管部(局)
国民健康保険主管課(部) 御中
都道府県老人医療主管部(局)
老人医療主管課(部)

厚生労働省保険局医療課

使用薬剤の薬価(薬価基準)等の一部改正について

標記については、「使用薬剤の薬価(薬価基準)」(平成16年厚生労働省告示第85号。以下「薬価基準」という。)及び「療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める揭示事項等について」(平成14年厚生労働省告示第99号。以下「揭示事項等告示」という。)の一部が平成16年4月1日付厚生労働省告示第183号及び184号をもって改正され、公布の日から適用されたところであるが、その概要は下記のとおりであるので、関係者に対して周知徹底をお願いします。

記

1 薬価基準の一部改正について

- (1) 製薬企業等による医薬品の製造承認の承継等に伴い、内用薬1品目について、薬価基準の別表に収載したものであること。
- (2) (1)により薬価基準の別表に収載されている全医薬品の品目数は、次のとおりであること。

区分	内用薬	注射薬	外用薬	歯科用薬剤	計
品目数	6, 647	3, 316	1, 996	35	11, 994

2 揭示事項等告示の一部改正について

- (1) 製薬企業等による医薬品の輸入承認の承継等に伴い製薬企業から削除依頼があった内用薬1品目について、経過期間を設けた上で平成17年4月1日以降、使用医薬品の対象から除外すること。

(2) (1)により掲示事項等告示の別表第2に収載されている全医薬品の品目数は、次のとおりであること。

区 分	内 用 薬	注 射 薬	外 用 薬	歯科用薬剤	計
品目数	47	39	15	0	101

(参 考)

医薬品一覧表 (薬価基準)

No		薬価基準名	成分名	規格単位	薬 価	診療報酬上の 後発品
1	内用薬	ビナスル錠200	クリノフィブラート	200mg 1錠	11.30	後発品

(参 考)

経過措置品目一覧表（揭示事項等告示）

No		薬価基準名	規格単位
1	内用薬	リピラート錠	200mg 1錠